

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 0 期新座市期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第 1 期 認知症施策推進計画の策定に係る公聴会
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 3 日（月） 午前・ 午後 1 時 0 0 分から 午前・ 午後 1 時 3 5 分まで
開 催 場 所	市役所本庁舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室
出 席 委 員	（新座市介護保険事業計画等推進委員会） 山口由美委員長、任セア副委員長、田部哲也委員、猪俣鉄也委員、 番場双葉委員、新野雅俊委員、小糸ちえみ委員、稲垣一久委員、 松本敏裕委員、時田京子委員、笹川二三子委員 計 1 1 名 （新座市認知症施策推進委員会） 小島美里委員長、富井友子委員、堀越洋一委員、畠田はづき委員 計 4 名
事 務 局 職 員	いきいき健康部長 平野、いきいき健康部副部長 平岩、介護保 険課長 栗山、介護保険課副課長兼介護給付・事業者係長 金山、 介護保険課副課長兼介護予防係長 鈴木、介護保険課介護給付・ 事業者係 山根、介護保険課介護給付・事業者係 外立、介護保険 課介護予防係 武村、介護保険課介護予防係 高村、介護保険課 介護予防係 寶利、長寿はつらつ課長 加藤、長寿はつらつ課副 課長兼安心サポート係長 加藤 計 1 2 名
会 議 内 容	1 開 会 2 公述人の意見発表（5 名） 3 閉 会
会 議 資 料	・ 第 1 0 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・第 1 期認知症施 策推進計画の策定に係る公聴会 【公述人一覧表：敬称略】
公開・非公開の別	1 <u>公 開</u> 2 一 部 公 開 3 非 公 開 (傍聴者 4 人)
そ の 他 の 必 要 事 項	

1 開会

山口由美委員長より、開会の挨拶

（山口由美委員長）

皆様こんにちは。新座市介護保険事業計画等推進委員会の委員長を務めさせていただきます。十文字学園女子大学の山口と申します。よろしくお願いいたします。令和8年度から、新座市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第1期認知症施策推進計画を策定していきますが、本日の公述人の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

第9期の計画につきましては、介護予防の推進だったり、認知症施策の推進だったり、人材確保など様々な課題があったわけですが、また先日は熊本で地震がありまして、地震の被害が災害関連死も出ているという状況の中で、わたしたちの状況も考え他人事とは思わず、自分事として計画を立てていかなければならないのではないかと考えております。

本日の公聴会につきましては公述人の皆様から第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第1期認知症施策推進計画に向けての御意見を拝聴し、それぞれの計画の参考にさせていただければと思っていますので、どうか忌憚ない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単にはなりますけれども、私からの挨拶は以上とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（小島美里委員長）

皆様こんにちは。本日は突然涼しくなりまして、がっくり体の疲れを覚えてらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。お忙しい中大変ありがとうございます。

私第1期の認知症基本法に定められました認知症施策推進委員会の委員長を仰せつかりました小島と申します。

御存じのように2024年、令和6年になりますでしょうか。認知症基本法が長い時間をかけて策定されました。これに基づきまして各自治体でも認知症基本計画を作るということになりましたが、独立して作るやり方と、今回のように介護保険計画の中に入れ込むという手法と二つ選択ございまして、新座市は一緒にという形を選択いたしました。

認知症施策につきましては私達の委員会で検討をすることとなりました。先日第1回の委員会を開催いたしました。ありがたいことに認知症当事者の方も委員の御参加もありまして、これから短い間ではありますが、しっかりとした検討をしていきたいと思っております。

御案内のとおり、介護保険計画、介護保険全体におきましても、認知症があるゆえにサービスを利用する方が、利用理由のトップに上っておりますし、超高齢社会で皆様が何に対して御不安を持っているかといえば、認知症になってからのことという回答が必ず返ってきております。大変高邁な精神に貫かれた基本計画ではありますが、私見ではありますが、なかなか介護保険と整合しない部分もありますので、自治体の中でどこまでやれるかというところはともかくとして、その溝を少しでも埋められるような計画ができるように今日の御意見も伺

いながら進めてまいりたいと思います。

実は前期まで私は公述人の席におりまして、今回そちらに座れないのも寂しいなと思っておりますけれども、ほぼパーフェクトで毎回公述させていただいておりましたけれども、こちらで何うことになりました。一層頑張っって良い計画になりますように、力を尽くしたいと思いますので、皆様の御意見もしっかり伺わせていただきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

2 公述人の意見発表

注意事項について説明し、別紙「公述人一覧表」の順に、1人5分程度で意見発表を行った。

(1) 公述人1

「増え続ける認知症にどう向き合うか」

みなさんこんにちは。今日の公聴会の開催に当たって、発言の機会をいただきありがとうございます。

私は今回あらたに加えられた認知症施策推進計画に関する今後の計画策定にあたって意見を述べます。

認知症発症の原因の一つとして加齢性難聴や環境の変化などによって突発性難聴などが増加し、大きな社会問題になっています。難聴が原因で引きこもりになり、人との会話が減るなどが原因で認知症が増え続けていると言われてい

ます。
私は、4歳のときに中耳炎を発症し、貧困のために治療もできず、15歳で左耳の機能を完全に失ってしまいました。以後日常生活では、様々な困難を体験しました。人の集まる場所での会話に参加できない、友人、知人との会話も思うようにできず、孤独感をいつも感じていました。こうした生活は、健全な右耳にも負担がかかり、今では補聴器なしでは、家族同士での会話も思うようにできない状態です。先ほどマイクを使用しなかった方の声は聞き取れませんでした。補聴器を使用してもそういった状況です。

補聴器を付けることは経済的負担も大変です。今まで3回補聴器を作り、78万円かかっています。しかし、耳鼻科の医師の適切な援助による補聴器の活用で85歳の今でも普通の生活を送り、地域で様々なボランティア活動も行っています。

今後も高齢化が一層進行し、難聴が原因でひきこもりや孤独感などで、認知症が増え続けることは避けられません。しかし、難聴は防ぐことは出来なくても、補聴器などの積極的活用で、多くの人々がひきこもりや認知症を防ぐことが出来ると言われています。医師の分析では、補聴器など補装具の適切な使用と経済的な負担が軽くなれば、難聴などが原因の認知症は2割近く減らせることが出来るといわれています。

本格的な補聴器の購入は、高額でなかなか手を出せない状況です。こうした状況に多くの地方自治体が補聴器購入時の費用の助成に取り組んでいます。今、全国では559市町村が何らかの補助を行っていると言われてい

ます。埼玉でも39.8%、25自治体が補助を開始し、他の市町村でも検討しています。新座市では、市民団体などが署名運動に取り組み、市に対して懇談の申し入れをするなど積極的に行動を起こしています。また、議会でも再三取り上げられています。しかし、当市は残念ながら消極低姿勢を崩していません。

専門家の調査によると、難聴のある方の認知症発症リスクは、軽度難聴の場合

約二倍、高度難聴の場合約五倍になると言われています。同時に今ある制度の活用も大切です。障害者総合支援法という法律があります。この法律は、聴覚障害等級のいずれかに該当した場合、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口へ申請手続きをすることで補装具の費用が支給される制度です。

今後、計画される策定委員会では、①補聴器購入時の費用の助成を行うよう提言してください ②障害者総合支援法の活用を障害者に周知徹底してください。現在は、ほとんどこのことが行われていないことはわかっています。

最後に、政府が発表した「骨太の方針」で高齢者の保険料の3割負担化、介護保険利用料の2割化などの一連の改悪は絶対に認めるわけにはいきません。なぜかと言えば、高齢者の受診抑制や、いわゆる「介護難民」の増加につながることは明らかです。以上で私の発言を終わりにします。

(2) 公述人2

「高次脳機能障害に関する施策を盛り込むことについて」

月に1回高次脳機能障害の当事者や家族が集う居場所に取り組んでいます。当事者家族が20年以上も求めてきた高次脳機能障害者支援法が4月に施行されました。高次脳機能障害者支援法は、障害者が地域で切れ目なく自立・社会参加できるよう、医療・生活支援・社会参加支援を包括的に整備する法律です。高次脳機能障害は、外見からは分かりにくい見えない病気です。そのため、本人や家族が困りごとを抱えていても周囲の理解が進まず、必要な支援につながりにくいといった実態があります。当事者のYさんは退院後、どこに相談すればいいかわからず孤独感も感じていました。昨年行った高次脳機能障害理解促進セミナーに参加して支援や居場所につながりました。理解促進セミナーは、私たち当事者家族にとって貴重な場です。今後も継続していただきますようお願いします。「医療・リハビリ・生活支援・就労支援」のあらゆる段階で、支援が途切れない仕組みづくりや施策を進めていただきたいと思います。

一つ目に65歳以上の第1号被保険者の方は、介護が必要になった原因が何であっても介護保険サービスが利用できますが、第2号被保険者の方は特定疾病に該当しないと介護保険サービスを利用できません。私どもの会では、外傷の脳損傷など65歳前に診断された方が少なくありません。特定疾病に該当しない外傷性脳血管疾患等による高次脳機能障害の方も、介護保険や認知症施策、例えば認知症初期の集中支援チーム事業や高齢者見守りステッカーなどの施策の対象にしていきたいと思います。また、高次脳機能障害のある方の居場所がないという悩みをよく聞きます。認知症カフェ、高齢者いきいき広場などのような高次脳機能障害の方の居場所づくりを施策に位置付けていただきたいと思います。

二つ目に、市の職員、ケアマネジャー、相談支援専門員等の相談支援を担う職員の方への研修を強化していただきたいと思います。高次脳機能障害を取り巻く課題は多岐にわたります。関わり方や支援の方法などの専門性が求められています。市の相談窓口やケアマネジャーは当事者家族にとって一番の相談相手です。支援から取りこぼされないように支援者の皆様に対しての研修を強化してください。

三つ目は、専用の相談窓口を作ってください。高次脳機能障害の相談窓口、または高次脳機能障害支援コーディネーターを配置するなど相談先を明確にすることで、早期受診、早期対応につながるができます。見えづらい障害という特性を加味した配慮をよろしく願います。以上です。

(3) 公述人3

「介護保険の利用料2割負担の対象拡大について思うこと」

昨年10月、厚生労働省は「高齢化が進み、介護保険の給付費が年々増加している」や「現役世代の介護保険料の負担が重くなっている」などを理由に、社会保障審議会の介護保険部会で、現在「年金収入等280万円以上(65歳以上が一人世帯の場合)」の利用料2割の対象を拡大し、230～260万円程度まで引き下げる案を示しました。

政府の予算資料等では、第10期介護保険事業計画が始まる2027年度までに、2割負担の所得基準の見直しについて結論を出すと言われています。

これを受けて、昨年の10～11月、医療や介護施設など全国約1,800の事業所が加盟する全日本民主医療機関連合会は、「介護保険・利用者負担見直し案に対する緊急影響アンケート調査」を加盟事業所の在宅サービスの利用者や施設入所者を対象として行いました。その結果が昨年12月26日、発表されたので、御紹介させていただきます。

在宅サービス利用者の回答は、利用者と家族合わせて1,702人でした。「もし利用料が2割負担になったら、現在のサービスをどうしますか」との問いでは、「サービスの利用回数や時間を減らす」が547人(32.1%)と最多でした。「いままで通り、利用を続けるために家計を切り詰める(食費などを削る)」が513人(30.1%)、「サービスの利用を中止する」が111人(6.5%)という結果でした。また、施設入所者の回答は、利用者と家族合わせて184人でした。利用料が2割負担になったら、「施設を退所する、もしくは退所を検討する」が37人(20.1%)でした。

この緊急アンケート調査の結果から、次の4点が明らかになったとしています。

- ① 物価高騰が続く中、1割負担の現在においても、必要なサービスの利用や生活上困難を抱えている利用者が多数おられ、利用料の新たな引き上げが実施されれば、在宅サービスの利用や施設入所の継続に支障をきたすケースが多々出現することが見込まれる。
- ② その結果、サービスが利用できないことで、利用者本人の身体的・精神的状態が悪化し、介護度が上がり、家庭の介護負担や経済的負担の増大が予想される。
- ③ アンケート回答者の3割は、利用料が2割負担となったときも、在宅サービス利用を減らせない、施設を退所できないため、食費などの生活費を切り詰めて捻出せざるを得ないと回答している。
- ④ 利用料が2割負担となっても支払いは可能だが、今後利用するサービスが増えたときに、利用料を払いきれるかどうか将来に不安を抱えている利用者があることが示された。

としています。

このアンケート調査の結果は、新座市民にも同じようなことが推測されます。介護保険事業計画の策定にあたっては、要介護者の実態に関する調査を行うことが必要と考えます。また、介護保険制度の実務全般を担っている保険者として、新座市には是非、次の二点を国に要望していただきたいと思えます。

①「利用料2割負担の対象拡大」案の撤回を求めてください。新たな2割負担引き上げの対象とされている年金収入等「230～260万円」の所得層は決し

て経済的にゆとりがある層ではありません。物価高騰で家計の状態が年々悪化する中、仮に「配慮措置」を設けたとしても利用者負担を引き上げることは適切ではないと思います。

②介護保険財政(国庫負担割合)の見直しを求めてください。利用料2割負担の対象拡大による財政効果は部分的なものにすぎません。介護需要の増大に応え、行き届いた介護サービスを確保し、介護保険料を支払い可能な水準に抑えるためには、介護保険財政における国庫負担割合を現在の25%から段階的に引き上げていくことが必要と思います。

以上、いろいろと思いを申し上げました。第10期介護保険事業計画の策定にあたっては、利用者に寄り添った計画づくりをお願い申し上げます。ありがとうございます。

(4) 公述人4

「くらしサポーター活動の取り組みから見えてきたもの」

くらしサポーター活動の取り組みから見えてきたもの。医療生協さいたまくらしサポーター制度は、2012年12月に川口市で最初に開始されました。新座くらしサポーター活動は、2021年6月にスタートして、今年で6年目に入りました。埼玉県には63の自治体(市・町・村)があり、現在20自治体で活動中です。暮らしの中のちょっとした困りごとを、医療生協の組合員同士が助け合う有償ボランティアです。

スタート以来、新座市の高齢者相談センター(地域包括支援センター)のケアマネジャーさんからの相談も多く、介護保険では利用できることとできないことがあり、介護保険では利用できないことについてくらしサポーターへの相談依頼のケースが多いです。内容は、特に多いのが掃除(お風呂場、トイレ、部屋)、続いて調理・買い物代行・庭の手入れ・病院内の付き添い・ゴミ出し等の順になります。一か月平均の援助回数は約30回から40回、援助時間は30時間から50時間未満になります。

最近では、介護保険で利用できるサービスだけでは足りない状況が出てきています。残念ながら、先日も御夫婦で介護認定を受け、複数のサービスを利用されていましたが、限度額を超え自費が発生してしまい、息子様から施設に入るお金がない、どれかサービスを減らさなければ厳しい状況だと話され、くらしサポーター支援が終了となり、心が痛みました。

2000年から始まった介護保険制度は、幾度かの改定を経て、私たちが利用しづらいものへと変えられ、今後もさらに改悪が進められようとしているのではないかと心配する利用者様とその家族。ますます高齢者の経済的負担を増やすことは何としても中止させたいです。老いていく寂しさや、孤独、失望、いろいろな葛藤の中で生活している利用者様、そのような中、御自宅での生活を安心につなげるためにも、くらしサポーター活動がなくしては生活もままならない高齢者が増えています。

私たちは、介護保険制度の充実を願いつつ、今できることを、声を挙げて、困っている人に手を差し伸べられる優しい社会を作るために、身近に支えられる、安心できる、地域の支え合い活動に目配り、気配り、心配りを更に続けてまいります。

最後に、市民の声を聞き、利用者や家族に寄り添った計画づくりを強くお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

(5) 公述人5

「補聴器購入費補助制度の導入について」

新座市3月市議会において、「障害者手帳のない成人に対する補聴器購入費補助制度については、市単独での実施は考えておらず、国の動向を注視したい」と、市長から極めて残念な答弁がありました。10年以上前より複数の議員から、「高齢の難聴者への補聴器購入費補助は、認知症予防や介護予防の観点から極めて重要であり、当制度を創設すべきである」という意見が、繰り返し出されてきました。それに対し、市長からは「他市の実施状況や効果を考慮しつつ、調査検討を行っていく」と、以前は前向きな答弁もありましたが、3月市議会で「高齢者に対する補助制度は、もう充実している」という発言があったことから、今後市単独では制度を創設しないという結論になったものと思われます。

新座市で検討した制度の詳細についてはよく分かりませんが、令和7年7月に創設した春日部市の制度は、「住民税非課税世帯又は生活保護世帯の65歳以上を対象とし、1回限り2万円の補助」となっています。制度は自治体により異なり、東京都港区では、「60歳以上を対象とし、助成額は上限14万4,900円。ただし、住民税課税者は購入額の二分の一、5年経過後、再度申請可能」といった難聴者に寄り添った制度となっています。補聴器は値段が高く、平均購入額が27万円という調査結果もあり、春日部市のような「1回限り2万円」の補助では到底足りません。

「耳が徐々に聞こえにくくなり、補聴器を使っているのですが、数年すると不具合が生じます。現在3台目の補聴器です。50万円以上の費用が掛かっています。」という切実な声に背を向けないでいただきたいと思います。先ほど、**公述人1の方**も78万円かかったとおっしゃっていました。

75歳までの高齢者の約4割が難聴者で、難聴に気づかず、医師の診断を受けたことがない人がその半分以上もいるとの調査報告もあります。このため、健康診断などで定期的な聴力検査を受け、難聴と診断された場合は、聴力に合った適切な補聴器を付けることが望まれます。

新座市には、次のような補聴器の利用促進のための施策を実施するようお願いいたします。

まず、まだ耳の聞こえに問題がないと思っている人向けに警鐘を鳴らすための講演会を定期的に行うことです。その内容は、初期の難聴は気付かないことが多く、放置すると認知症の原因となること、そうならないために日頃から耳の聞こえに関心を持ち、積極的に聴力検査を受け、適切な補聴器を早期に付けることが有効であることなど、聞こえに関する啓蒙を目的とするものです。合わせて、特定健診などの際に、希望者には聴力検査が実施できるような体制を確立するようお願いいたします。

次に、聞こえにくくなり、コミュニケーションが取れなくなってしまった難聴者に対する相談会などを定期的に行うことです。耳鼻科医師や言語聴覚士、認定補聴器技能者などの専門チームによる相談体制が望まれます。

そして、充実した補聴器購入費補助制度の創設による補聴器購入の促進です。冒頭申し上げたとおり、市単独での制度実施は考えていないとのことですが、実施に向けた前向きな検討をぜひお願いいたします。

最後に、ヒアリンググループの活用促進についてです。補聴器・人工内耳を使用されている方が、音声をはっきり聞けるようにするヒアリンググループという装置があります。新座市には、市民会館、ふるさと新座館、福祉の里に設置されていますが、ヒアリンググループを普及させ、難聴者の社会参加を促進する必要があります。

ます。市役所窓口にヒアリンググループを設置する、公民館などに貸出するための携帯用ヒアリンググループを用意する、にいバス（新座市コミュニティバス）の車内にヒアリンググループを設置するなどにより、補聴器を買って良かったと実感できる環境をぜひ整備するようお願いいたします。

以上となりますが、補聴器購入費補助制度の導入と、耳の聞こえに関する講演会、特定健診などにおける聴力検査、難聴者に対する相談会、市役所窓口などへのヒアリンググループ設置といった総合的な施策により、適切な補聴器の利用促進を図るようお願いいたします。御清聴ありがとうございます。

3 閉会

いきいき健康部長から、閉会の挨拶

（いきいき健康部長）

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございました。御意見を発表してくださいました公述人の皆様、大変貴重な御意見をありがとうございました。

本日は大変幅広いテーマに渡りまして、発表していただきました。いずれもとても関心の高いテーマについての御発表だったと思っております。今後の計画策定の参考にさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

それから、この場をお借りして山口委員長そして小島委員長をはじめとする委員の皆様には感謝を申し上げます。今年度は計画策定の年ということで、皆様には市役所に何度も足をお運びいただき、これから審議をしていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは皆様、本日は誠にありがとうございました。